

都道府県歯科医師会宛て通知から

◎歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（4/24）

【電話や情報通信機器による診療】の概要



・患者から求められた場合

当該歯科医師が“医学的に可能であると判断した範囲”で、初診から診断や処方ができる。ただし、医科同様に麻薬や向精神薬は処方できない

・診療を行う場合

「過去の診療録」「診療情報提供書」「地域医療情報連携ネットワークまたは健康診断の結果」などで、できる限り患者の口腔内の状況や基礎疾患の情報を把握・確認する。把握できない場合、処方日数は7日間が上限で、抗悪性腫瘍剤や免疫抑制剤など薬剤管理指導料「1」の対象となるハイリスク薬は処方できない

・当該歯科医師が困難と判断し、診断や処方をしない場合

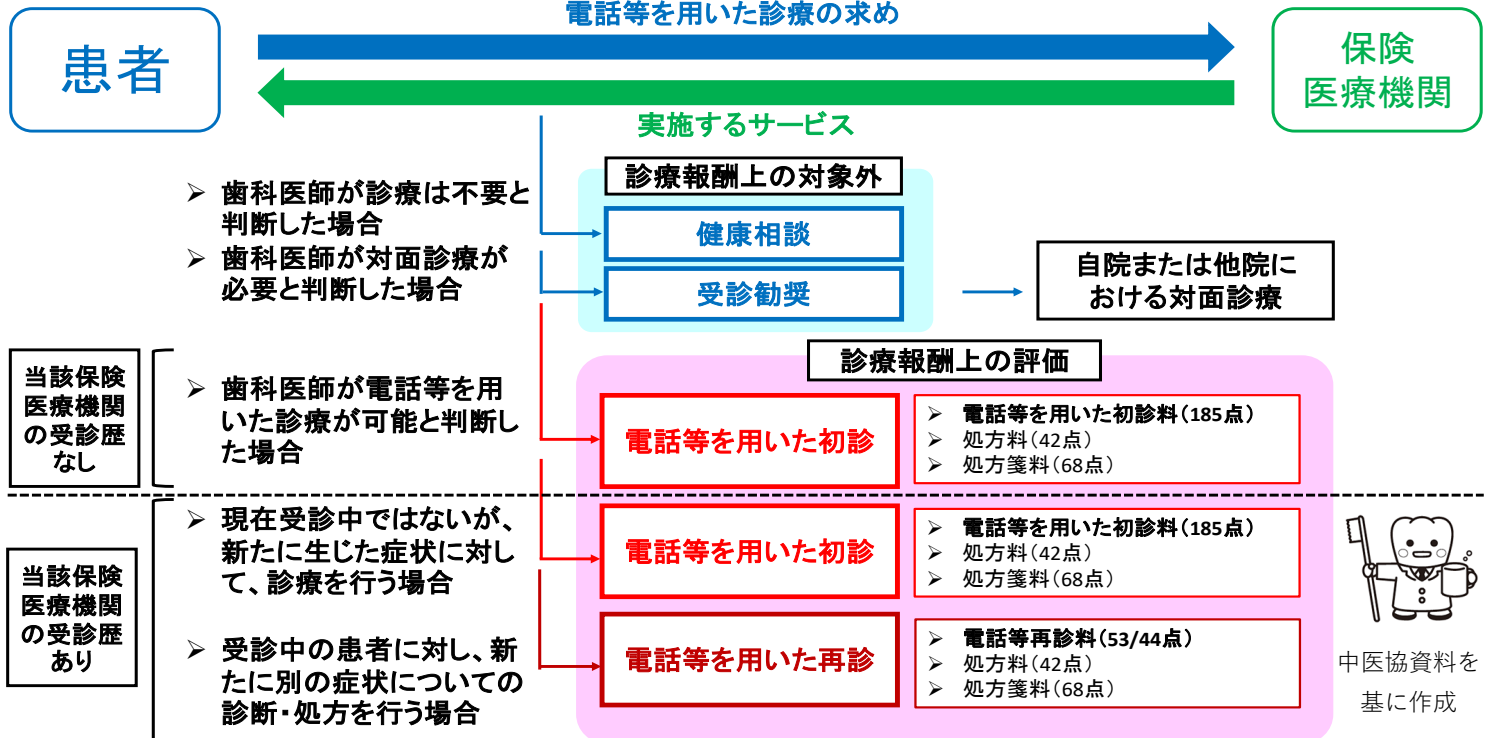
「対面診療を促す」「他の診療可能な医療機関を紹介する」などの対応をした場合、受診勧奨に当たるため応招義務違反ではない ※詳細は、右のQRコードより資料参照



発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
 常務理事 小山茂幸
 本ニュースレターに関する問い合わせは、
 03-3262-9322（広報課）にご連絡ください

速報 4月27日に厚生労働省の保険局長宛に「新型コロナウイルスの感染拡大における緊急的な歯科治療等における診療報酬上の対応」についての要望書を提出しました

電話等を用いた診療の求め



◆関連事項◆〈中医協総会（4/24）承認〉

- ・歯科医師が診察可能であると判断し、診察および処方等を行った場合、**初診料として185点（歯科訪問診療3を準用）**を算定できる
- ・以前より「歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料」を算定していた患者に対して、電話等を用いた診療および処方、医学管理等を行う場合、**管理料として55点（歯科治療時医療管理料45点+歯周病患者画像活用指導料10点を準用）**を算定できる